原子力品質保証規程の改訂前後の説明書

1.「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」 (以下「品管規則」という。)が令和2年4月1日に施行され、それに伴って、原子 力品質保証規程を改訂した。

品管規則の改正を受けた原子力品質保証規程の改訂の,設計,工事及び検査に係る 範囲の主な点は,以下のとおりである。

・検査の独立性

保安活動の重要度に応じて,使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法(当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修,取替え,改造等)又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施)により,使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が,当該検査等に必要な力量を持ち,適正な判定を行うに当たり,何人からも不当な影響を受けることなく,当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保すること。

- ・一般産業用工業品の扱い
 - 一般産業用工業品について,供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように,管理の方法及び程度を定めること。
- ・偽造品,模造品等の防止対策 偽造品又は模造品等について,調達物品等の不適合の報告に含めること。
- 2. 設工認申請書のうち、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」において、 以下のとおり記載しており、品管規則の改正内容を設工認においても要求しており、 設工認申請書は妥当なものとなっている。

3.5 使用前事業者検査の方法

工事を主管する箇所の長は、保安規定に基づき使用前事業者検査の計画(検査項目、検査方法及び検査実施時期)を策定する。

<u>検査実施責任者</u>は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「<u>検査マニュアル」</u>に従い、 工事に従事しない要員を確保し、独立性を<u>考慮した</u>検査体制の下、検査要領書を制定し、使用前事業者検査を実施する。

3.6.3 調達製品の調達管理

. . .

なお、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下の a.から u.を記載項目の例として、必要な調達要求事項を記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)

- s. 一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- . . .
- u. 偽造品,模造品等の防止対策に関する要求事項

次頁以降,原子力品質保証規程の改訂前後比較表を添付する。

以上

	品質管理に	関する規則	// 1	//加資水皿/%/E-\$(f) 21 C-\$(f) 26	Q-1-1 原子力品質		11は女小事長の座(こか)。
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	Fに係る品質管理の方	原子力施設の保安の流管理に必要な体制の基		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(設計開発計画)	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3 設計・開発	7. 3 設計開発	差異なし	_
_	_	_		組織は、使用済燃料貯蔵施設を 対象として、Q-2-E1「設計管理 マニュアル」に基づき、設計・ 開発の管理を実施する。	組織は、使用済燃料貯蔵施設を 対象として、Q-2-E1「設計管理 マニュアル」に基づき、設計開 発の管理を実施する。	差異なし	_
_	_	_	_	7.3.1 設計・開発の計画	7. 3. 1 設計開発計画	差異なし	_
第二十九条 使用済然計開発 は、設計開発 は、設計開発 事済を は、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		第二十七条原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設を)の設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発をでいるとともでいるととも)を発表を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」に規定する「設計開発」にフリースを関係、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのではないでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのでは、アウンのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	(1)組織は,使用済燃料貯蔵施設の設計・開発の計画を策定し,管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。	不適合の未然防止については、 CAP活動を反映したマニュ アルを整備の上、2020年7月か ら運用開始している。これ以前	「11. 未然防止処置(原子力施設その他の施設からの情報の扱い)」 Q-2-E1「設計管理マニュア
			る「設計開発(専ら 原子力施設ののの開発にはいる。)のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		この設計開発には、設備、施設、 ソフトウェア及び手順書等に関す る設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要 な手順書等の設計開発について は、新規制定の場合に加え、重要 な変更がある場合にも行う必要が ある。	らの運用業務」としている。 手順書については、現建設段階 における主要な個別業務であ る「施設管理」について「7.1 業	

	品質管理に	関する規則		Q−1−1 原子力品質保証規程				
事業者の設計及び工事			とめの業務に係る品質 基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈		(HI II //L/A/J/C/A/)			
			を行うことを含む。					
2 使用済燃料貯蔵				(2) 設計・開発の計画において,	 (2) 組織は、設計開発計画の策			
事業者は、設計開発		は、設計開発計画の		組織は、次の事項を明確にする。	定において、次に掲げる事項を明			
計画の策定におい		策定において、次に			確にする。	 内容に差異なし [*]		
て、次に掲げる事項		掲げる事項を明確に				(※言い回しの違い)		
を明確にしなけれ	_	しなければならな	_			以降同様	_	
ばならない。		\\\`₀						
		一設計開発の性質、			a) 設計開発の性質、期間及び複			
		期間及び複雑さの程			雑さの程度	設備かどうか」、期間は「検討		
		度				スケジュール」、複雑さの程度 は、品質マネジメントシステム		
_	_		_	_		の一般要求事項として「プロセ	八女 只	
						ス及び使用済燃料貯蔵施設の	0-1-1「原子力品質保証期程	
						複雑性の程度」として規定して		
						いる。	(9,4121)] 1.1 (0) (1)	
一 設計開発の段階		<u> </u>	—	a) 設計・開発の段階		—	<u> </u>	
二 設計開発の各段		二 設計開発の各段		b)設計・開発の各段階に適した	b) 設計開発の各段階における適		_	
階それぞれにおい		階における適切な審		レビュー,検証及び妥当性確認	切な審査、検証及び妥当性確認の	の「責任及び権限」に含まれて		
て適切な照査、検証		査、検証及び妥当性			方法並びに管理体制	いる。		
及び妥当性確認	_	確認の方法並びに管	_					
		理体制						
三 設計開発に係る	1 規則第29条第	三 設計開発に係る		c) 設計・開発に関する責任(使	c) 設計開発に係る部門及び要員			
部門及び職員の責	2項第3号に規定す	部門及び要員の責任		用済燃料貯蔵施設の建設活動及び	の責任及び権限			
任 (保安活動の内容	る「保安活動の内容	及び権限		事業開始後の保安活動の内容につ		内容に差異なし	_	
について説明する	について説明する責			いて説明する責任を含む。) 及び権		PJ谷に左共なし		
責任を含む。)及び	任」とは、「担当業務			限				
権限	に応じて、組織内及]		

		 :関する規則		Q−1−1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設は 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方	管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈		(HI II //LATIONAL)			
	び組織外に対し保安							
	活動の内容を説明す							
	る責任」をいう。							
		四 設計開発に必要			d)設計開発に必要な組織の内部	二次マニュアルにおいて、自ら	Q-2-E1「設計管理マニュア	
		な組織の内部及び外			及び外部の資源	設計する場合、他の設計担当箇	ル(改訂08)」	
		部の資源				所及びメーカ等発注先への設計	「9.3 設計へのインプット	
_	_		_	_		委託又はメーカ等の発注先から	要求事項の明確化」	
						機能購買をする場合に必要なイ		
						ンプット項目を明確にすること		
						としている。		
3 使用済燃料貯蔵	2 規則第29条第	3 原子力事業者等		(3)組織は、効果的なコミュニ	(3)組織は、実効性のある情報			
事業者は、実効性の	3項に規定する「実	は、実効性のある情		ケーション並びに責任及び権限の	の伝達並びに責任及び権限の明確			
ある情報の伝達並	効性のある情報の伝	報の伝達並びに責任		明確な割当てを確実にするため	な割当てがなされるようにするた			
びに責任及び権限	達」とは、JIS Q	及び権限の明確な割		に、設計・開発に関与するグルー	めに、設計開発に関与する各者間			
の明確な割当てが	9001で使用され	当てがなされるよう		プ間のインタフェースを運営管理	の連絡を管理する。			
なされるようにす	ている「効果的なコ	にするために、設計	_	する。		内容に差異なし	_	
るために、設計開発	ミュニケーション」	開発に関与する各者						
に関与する各者間	に相当するものであ	間の連絡を管理しな						
の連絡を管理監督	る。	ければならない。						
しなければならな								
い。								
4 使用済燃料貯蔵		4 原子力事業者等		(4)設計・開発の進行に応じて,	(4)組織は、(1)により策定さ			
事業者は、第一項の		は、第一項の規定に		策定した計画を適切に更新する。	れた設計開発計画を、設計開発の			
規定により策定され		より策定された設計			進行に応じて適切に変更する。			
た設計開発計画を、	_	開発計画を、設計開	_			 内容に差異なし	_	
設計開発の進行に応		発の進行に応じて適				1311-227 6		
じ適切に更新しなけ		切に変更しなければ						
ればならない。		ならない。						
(設計開発に係るプ		(設計開発に用いる	(設計開発に用いる	7.3.2 設計・開発へのインプット	7.3.2 設計開発へのインプ			
ロセス入力情報)	_	情報)	情報)	2 2	ット	差異なし	_	
第三十条 使用済燃		第二十八条 原子力		(1)使用済燃料貯蔵施設の要求事	(1)組織は、個別業務等要求事			
料貯蔵事業者は、使		事業者等は、個別業		項に関連するインプットを明確に	項として設計開発へのインプット	ر بر المحاصل ا		
用済燃料貯蔵施設に	_	務等要求事項として	_	し,記録を維持する(4.2.4参照)。	であって、次に掲げるものを明確	内容に差異なし	_	
係る要求事項に関連		設計開発に用いる情		インプットには、次の事項を含め	に定めるとともに、当該情報に係			

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方 めの組織の技術基準に	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基	準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
した次に掲げる設計		報であって、次に掲		る。	る記録を作成し、これを管理する			
開発に係るプロセス		げるものを明確に定			(4.2.4参照)。			
入力情報を明確にす		めるとともに、当該						
るとともに、当該情		情報に係る記録を作						
報に係る記録を作成		成し、これを管理し						
し、これを管理しな		なければならない。						
ければならない。								
 一 意図した使用方		一 機能及び性能に		a)機能及び性能に関する要求事	a)機能及び性能に関する要求事			
法に応じた機能又は		係る要求事項		項	項			
性能に係る使用済燃	_		_			差異なし	_	
料貯蔵施設に係る要								
求事項								
二 従前の類似した		二 従前の類似した		c) 適用可能な場合には,以前の	b) 適用可能な場合には,以前の			
設計開発から得られ		設計開発から得られ		類似した設計から得られた情報	類似した設計から得られた情報			
た情報であって、当		た情報であって、当	_			 差異なし		
該設計開発へのプロ		該設計開発に用いる				左共なし		
セス入力情報として		情報として適用可能						
適用可能なもの		なもの						
三 関係法令		三 関係法令		b) 適用される法令・規制要求事	c) 適用される法令・規制要求事			
	_		_	項	項	差異なし	_	
四 その他設計開発		四 その他設計開発		d) 設計・開発に不可欠なその他	d) 設計開発に不可欠なその他の			
に必須の要求事項		に必要な要求事項		の要求事項	要求事項			
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等		(2)使用済燃料貯蔵施設の要求	(2)組織は、設計開発に用いる			
事業者は、設計開発		は、設計開発に用い		事項に関連するインプットについ	情報について、その妥当性を評			
に係るプロセス入力		る情報について、そ		ては, その適切性をレビューし,	価し、承認する。			
情報について、その	_	の妥当性を評価し、	_	承認する。要求事項は、漏れがな		内容に差異なし	_	
妥当性を照査し、承		承認しなければなら		く、あいまい(曖昧)でなく、相				
認しなければならな		ない。		反することがないようにする。				
V V₀								
(設計開発に係るプ	(設計開発に係るプ	(設計開発の結果に	(設計開発の結果に	7.3.3 設計・開発からのアウトプ	7. 3. 3 設計開発からのアウ			
ロセス出力情報)	ロセス出力情報)	係る情報)	係る情報)	ット	トプット			

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設は 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方 りの組織の技術基準に	原子力施設の保安のた管理に必要な体制の基	基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
第三十一条 使用済	1規則第31条第1	第二十九条 原子力	1 第1項に規定す	(1) 設計・開発からのアウトプ	(1)組織は、設計開発からのア			
燃料貯蔵事業者は、	項に規定する「設計	事業者等は、設計開	る「設計開発の結果	ットは、設計・開発へのインプッ	ウトプットを、設計開発へのイン			
設計開発に係るプロ	開発に係るプロセス	発の結果に係る情報	に係る情報」とは、	トと対比した検証を行うのに適し	プットと対比して検証することが			
セス出力情報を、設	出力情報」とは、例	を、設計開発に用い	例えば、機器等の仕	た形式とする。また、リリースの	できる形式により管理する。			
計開発に係るプロセ	えば、「使用済燃料貯	た情報と対比して検	様又はソフトウェア	前に、承認を受ける。				
ス入力情報と対比し	蔵施設の仕様又はソ	証することができる	をいう。					
た検証を可能とする	フトウェア」がある。	形式により管理しな						
形式により保有しな		ければならない。						
ければならない。						 内容に差異なし	_	
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等			(2)組織は、設計開発の次の段	17年に圧突なり		
事業者は、設計開発		は、設計開発の次の			階のプロセスに進むに当たり、あ			
からプロセスの次の		段階のプロセスに進			らかじめ、当該設計開発からのア			
段階に進むことを承		むに当たり、あらか			ウトプットを承認する。			
認するに当たり、あ	_	じめ、当該設計開発	_					
らかじめ、当該設計		の結果に係る情報を						
開発に係るプロセス		承認しなければなら						
出力情報を承認しな		ない。						
ければならない。								
3 使用済燃料貯蔵		3 原子力事業者等		(2) 設計・開発からのアウトプ	(3)組織は、設計開発からのア			
事業者は、設計開発		は、設計開発の結果		ットは次の状態とする。	ウトプットを、次に掲げる事項に			
に係るプロセス出力		に係る情報を、次に			適合するものとする。			
情報を、次に掲げる	_	掲げる事項に適合す	_					
条件に適合するもの		るものとしなければ						
としなければならな		ならない。						
い。								
一 設計開発に係る		一 設計開発に係る		a) 設計・開発へのインプットで	a) 設計開発に係る個別業務等要			
プロセス入力情報た	_	個別業務等要求事項	_	与えられた要求事項を満たす。	求事項に適合するものである。	内容に差異なし	_	
る要求事項に適合す		に適合するものであ						
るものであること。		ること。						
二調達、個別業務の		二調達、機器等の使		b)調達,業務の実施(使用済燃	b)調達、機器等の使用及び個別			
実施及び使用済燃料		用及び個別業務の実		料貯蔵施設の使用を含む。) に対し	業務の実施のために適切な情報			
貯蔵施設の使用のた	_	施のために適切な情	_	て適切な情報を提供する。	を提供するものである。			
めに適切な情報を提		報を提供するもので						
供するものであるこ		あること。						
と。				[<u> </u>			

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方 かの組織の技術基準に	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基	装準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
三 適否決定基準を		三 合否判定基準を		c)関係する検査及び試験の合否	c) 合否判定基準を含むものであ			
含むものであるこ		含むものであるこ		判定基準を含むか,又はそれを参	る。			
と。		と。		照している。				
四 使用済燃料貯蔵		四 機器等を安全か		d) 安全な使用及び適正な使用に	d)機器等を安全かつ適正に使用			
施設の安全かつ適正		つ適正に使用するた		不可欠な使用済燃料貯蔵施設の	するために不可欠な当該機器等			
な使用方法に不可欠		めに不可欠な当該機		特性を明確にする。	の特性が明確である。			
な当該使用済燃料貯	_	器等の特性が明確で	_					
蔵施設の特性を規定		あること。						
しているものである								
こと。								
(設計開発照査)	(設計開発照査)	(設計開発	(設計開発	7.3.4 設計・開発のレビュー	7. 3. 4 設計開発レビュー)/s III 3 - 3		
		レビュー)	レビュー)			差異なし	_	
第三十二条 使用済	1規則第32条第1	第三十条 原子力事		(1) 設計・開発の適切な段階に	(1)組織は、設計開発の適切な			
燃料貯蔵事業者は、	項に規定する「適切	業者等は、設計開発		おいて,次の事項を目的として,	段階において、設計開発計画に従			
設計開発について、	な段階」とは、「規則	の適切な段階におい		計画されたとおりに(7.3.1参照)	って、次に掲げる事項を目的とし			
その適切な段階に	第29条第2項第1	て、設計開発計画に		体系的なレビューを行う。	た体系的な審査(以下「設計開発			
おいて、設計開発計	号の規定に基づき定	従って、次に掲げる			レビュー」という。)を実施する。			
画に従って、次に掲	めた設計開発の段	事項を目的とした体						
げる事項を目的と	階」をいう。	系的な審査(以下「設	_					
した体系的な照査		計開発レビュー」と						
(以下「設計開発照		いう。)を実施しな						
査」という。)を実		ければならない。						
施しなければなら						(大) (大) (大) (大)		
ない。						内容に差異なし	_	
一 設計開発の結果		一 設計開発の結果		a) 設計・開発の結果が,要求事	a) 設計開発の結果の個別業務等			
が要求事項に適合		の個別業務等要求事		項を満たせるかどうかを評価す	要求事項への適合性について評			
することができる	_	項への適合性につい	_	る。	価する。			
かどうかについて		て評価すること。						
評価すること。								
二 設計開発に問題		二 設計開発に問題		b) 問題を明確にし、必要な処置	b) 設計開発に問題がある場合に			
がある場合におい		がある場合において		を提案する。	おいては、当該問題の内容を明			
ては、当該問題の内	_	は、当該問題の内容	_		確にし、必要な措置を提案する。			
容を識別できるよ		を明確にし、必要な						
うにするとともに、		措置を提案するこ						

使用済燃料貯蔵施設に係る使事業者の設計及び工事に係る法及びその検査のための組織関する規則	る品質管理の方		- めの業務に係る具質			T .	
_L	職の技術基準に	原子力施設の保安のための業務に係る品質 管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
必要な措置を提案		と。					
すること							
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等		(2) レビューへの参加者には,	(2)組織は、設計開発レビュー		
事業者は、設計開発		は、設計開発レビュ		レビューの対象となっている設	に、当該設計開発レビューの対象		
照査に、当該照査の		一に、当該設計開発		計・開発段階に関連する部門を代	となっている設計開発段階に関連		
対象となっている		レビューの対象とな		表する者及び当該設計・開発に係	する部門の代表者及び当該設計開		
設計開発段階に関		っている設計開発段		る専門家を含める。このレビュー	発に係る専門家を参加させる。		
連する部門の代表		階に関連する部門の		の結果の記録、及び必要な処置が			
者及び当該設計開	_	代表者及び当該設計	_	あればその記録を維持する (4.2.4			
発に係る専門家を		開発に係る専門家を		参照)。			
参加させなければ		参加させなければな					
ならない。		らない。					
						内容に差異なし	_
3 使用済燃料貯蔵		3 原子力事業者等			(3)組織は、設計開発レビュー		
事業者は、設計開発		は、設計開発レビュ			の結果の記録及び当該設計開発レ		
照査の結果の記録及		ーの結果の記録及び			ビューの結果に基づき講じた措置		
び当該結果に基づき		当該設計開発レビュ			に係る記録を作成し、これを管理		
所要の措置を講じた	_	ーの結果に基づき講	_		する (4.2.4参照)。		
場合においては、そ		じた措置に係る記録					
の記録を作成し、こ		を作成し、これを管					
れを管理しなければ		理しなければならな					
ならない。		٧٠ _°					
(設計開発の検証) (設ま	計開発の検証)	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計・開発の検証	7. 3. 5 設計開発の検証	差異なし	_
第三十三条 使用済		第三十一条 原子力	1 第1項に規定す	(1)設計・開発からのアウトプ	(1)組織は、設計開発の結果が		
燃料貯蔵事業者は、		事業者等は、設計開	る「設計開発計画に	ットが、設計・開発へのインプッ	個別業務等要求事項に適合してい		
設計開発に係るプ		発の結果が個別業務	従って検証を実施し	トで与えられている要求事項を満	る状態を確保するために、設計開		
ロセス出力情報が		等要求事項に適合し	なければならない」	たしていることを確実にするため	発計画に従って検証を実施する		
当該設計開発に係		ている状態を確保す	には、設計開発計画	に, 計画されたとおりに (7.3.1参	(設計開発計画に従ってプロセス	これまでも、プロセスの次の段	Q-2-E1「設計管理マニュア
るプロセス入力情	_	るために、設計開発	に従ってプロセスの	照) 検証を実施する。この検証の	の次の段階に移行する前に、当該	階に移行する前に、当該設計開	ル (改訂08) 」
報たる要求事項に		計画に従って検証を	次の段階に移行する	結果の記録,及び必要な処置があ	設計開発に係る個別業務等要求事	発に係る個別業務等要求事項	「設計活動 業務フロー」
適合している状態		実施しなければなら	前に、当該設計開発	ればその記録を維持する (4.2.4参	項への適合性の確認を行うことを	への適合性の確認を行ってい	
を確保するために、		ない。	に係る個別業務等要	照)。	含む。)。	る。	
設計開発計画に従			求事項への適合性の				
って検証を実施し			確認を行うこと含				

		 関する規則		Q−1−1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	Fに係る品質管理の方 のの組織の技術基準に	方 管理に必要な体制の基準に関する規則 こ		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
なければならない。			む。					
この場合において、								
設計開発計画に従								
ってプロセスの次								
の段階に進む場合								
には、要求事項に対								
する適合性の確認								
をしなければなら								
ない。								
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等			(2)組織は、設計開発の検証の			
事業者は、前項の検		は、前項の検証の結			結果の記録及び当該検証の結果			
証の結果の記録(当		果の記録及び当該検			に基づき講じた措置に係る記録			
該検証結果に基づ		証の結果に基づき講			を作成し、これを管理する(4.			
き所要の措置を講		じた措置に係る記録			2. 4参照)。	 内容に差異なし		
じた場合において		を作成し、これを管				「存に左共なし		
は、その記録を含		理しなければならな						
む。)を作成し、こ		V,						
れを管理しなけれ								
ばならない。								
3 使用済燃料貯蔵	1 規則第33条第	3 原子力事業者等		(2) 設計・開発の検証は, 原設	(3)組織は、当該設計開発を行			
事業者は、当該設計	3項に規定する「設	は、当該設計開発を		計者以外の者又はグループが実施	った要員に当該設計開発の検証を			
開発に係る部門又は	計開発に係る部門又	行った要員に第一項		する。	させない。			
職員に第一項の検証	は職員」とは、「検証	の検証をさせてはな	_			内容に差異なし	_	
をさせてはならな	の対象となる設計開	らない。						
<i>۷</i> ′。	発に直接に関与した							
	者」をいう。							
(設計開発の妥当性	_	(設計開発の妥当性	(設計開発の妥当性	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	7. 3. 6 設計開発の妥当性確	 差異なし	_	
確認)		確認)	確認)		認	圧 代'は し		
第三十四条 使用済		第三十二条 原子力	1 第1項に規定す	(1) 結果として得られる使用済	(1)組織は、設計開発の結果の			
燃料貯蔵事業者は、		事業者等は、設計開	る「当該設計開発の	燃料貯蔵施設が、指定された用途	個別業務等要求事項への適合性を			
使用済燃料貯蔵施設		発の結果の個別業務	妥当性確認(以下こ	又は意図された用途に応じた要求	確認するために、設計開発計画に			
を、規定された性能、	_	等要求事項への適合	の条において「設計	事項を満たし得ることを確実にす	従って、当該設計開発の妥当性確			
使用目的又は意図し		性を確認するため	開発妥当性確認」と	るために、計画した方法(7.3.1	認(以下「設計開発妥当性確認」			
た使用方法に係る要		に、設計開発計画に	いう。) を実施しなけ	参照) に従って,設計・開発の妥	という。) を実施する (機器等の設	これまでも、機器等の設置後で	Q-2-E1「設計管理マニュア	
求事項に適合するも		従って、当該設計開	ればならない」には、	当性確認を実施する。	置後でなければ妥当性確認を行う	なければ妥当性確認を行うこ	ル (改訂08) 」	

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則			改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈					
のとするために、当		発の妥当性確認(以	機器等の設置後でな		ことができない場合において、当	とができない場合において、当	「設計活動 業務フロー」	
該使用済燃料貯蔵施		下この条において	ければ妥当性確認を		該機器等の使用を開始する前に、	該機器等の使用を開始する前		
設に係る設計開発計		「設計開発妥当性確	行うことができない		設計開発妥当性確認を行うことを	に、設計開発妥当性確認を行う		
画に従って、当該設		認」という。)を実	場合において、当該		含む。)。	こととしている。		
計開発の妥当性確認		施しなければならな	機器等の使用を開始					
(以下この条におい		V 10	する前に、設計開発					
て「設計開発妥当性			妥当性確認を行うこ					
確認」という。)を実			とを含む。					
施しなければならな								
V'o								
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等		(2)実行可能な場合にはいつで	(2)組織は、機器等の使用又は			
事業者は、使用済燃		は、機器等の使用又		も,使用済燃料貯蔵施設の使用前	個別業務の実施に当たり、あらか			
料貯蔵施設を使用す		は個別業務の実施に		に、妥当性確認を完了する。	じめ、設計開発妥当性確認を完了			
るに当たり、あらか		当たり、あらかじめ、			する。			
じめ、設計開発妥当		設計開発妥当性確認						
性確認を完了しなけ		を完了しなければな						
ればならない。ただ		らない。						
し、当該使用済燃料								
貯蔵施設の設置の後	_		_			内容に差異なし	_	
でなければ妥当性確								
認を行うことができ								
ない場合において								
は、当該使用済燃料								
貯蔵施設の使用を開								
始する前に、設計開								
発妥当性確認を行わ								
なければならない。								
3 使用済燃料貯蔵		3 原子力事業者等		(3) 妥当性確認の結果の記録,	(3)組織は、設計開発妥当性確			
事業者は、設計開発		は、設計開発妥当性		及び必要な処置があればその記録	認の結果の記録及び当該設計開発			
妥当性確認の結果の		確認の結果の記録及		を維持する (4.2.4 参照)。	妥当性確認の結果に基づき講じた			
記録及び当該妥当性		び当該設計開発妥当	_		措置に係る記録を作成し、これを	内容に差異なし	_	
確認の結果に基づき		性確認の結果に基づ			管理する (4.2.4参照)。			
所要の措置を講じた		き講じた措置に係る						
場合においてはその		記録を作成し、これ						

	品質管理に	関する規則		Q−1−1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	に係る品質管理の方	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈		(11 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1			
記録を作成し、これ		を管理しなければな						
を管理しなければな		らない。						
らない。								
(設計開発の変更の		(設計開発の変更の	(設計開発の変更の	7.3.7 設計・開発の変更管理	7.3.7 設計開発の変更の管			
管理)	_	管理)	管理)		理			
第三十五条 使用済		第三十三条 原子力		(1)設計・開発の変更を明確に	(1)組織は、設計開発の変更を	二次マニュアルにおいて、変更	Q-2-E1「設計管理マニュア	
燃料貯蔵事業者は、		事業者等は、設計開		し,記録を維持する(4.2.4参照)。	行った場合においては、当該変更	履歴記載による変更内容の識	ル (改訂 08) 」	
設計開発の変更を行		発に係る変更を行っ			の内容を識別することができるよ	別を明確にしている。	「9.9 設計の変更管理」	
った場合において		た場合においては、			うにするとともに、当該変更に係		「設計管理シート」	
は、当該変更の内容		当該変更の内容を識			る記録を作成し、これを管理する			
を識別できるように	_	別することができる	_		(4.2.4参照)。			
するとともに、当該		ようにするととも						
変更に係る記録を作		に、当該変更に係る						
成し、これを管理し		記録を作成し、これ						
なければならない。		を管理しなければな						
		らない。						
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等		(2)変更に対して、レビュー、	(2)組織は、設計開発の変更を			
事業者は、設計開発		は、設計開発の変更		検証及び妥当性確認を適切に行	行うに当たり、あらかじめ、審査、			
の変更を実施するに		を行うに当たり、あ		い、その変更を実施する前に承認	検証及び妥当性確認を行い、変更			
当たり、あらかじめ、		らかじめ、審査、検		する。	を承認する。	内容に美思わり		
照査、検証及び妥当	_	証及び妥当性確認を	_			内容に差異なし	_	
性確認を適切に行		行い、変更を承認し						
い、承認しなければ		なければならない。						
ならない。								
3 使用済燃料貯蔵		3 原子力事業者等		(3)設計・開発の変更のレビュ	(3)組織は、設計開発の変更の			
事業者は、設計開発		は、前項の設計開発		ーには、その変更が、当該の使用	審査において、設計開発の変更が			
の変更の照査の範囲		の変更の審査におい		済燃料貯蔵施設を構成する要素及	使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響			
を、当該変更が使用		て、設計開発の変更		び関連する使用済燃料貯蔵施設に	の評価(当該使用済燃料貯蔵施設	改訂 24 では、「使用済燃料貯蔵	_	
済燃料貯蔵施設に及		が原子力施設に及ぼ		及ぼす影響の評価を含める。	を構成する材料又は部品に及ぼす	施設を構成する要素」に「材料、		
ぼす影響の評価(当	_	す影響の評価(当該	_		影響の評価を含む。)を行う。	部品」も含んでいる。		
該使用済燃料貯蔵施		原子力施設を構成す						
設を構成する材料又		る材料又は部品に及						
は部品に及ぼす影響		ぼす影響の評価を含						
の評価を含む。)を		む。)を行わなけれ						
含むものとしなけれ		ばならない。						

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基	基準に関する規則 改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)		改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
ばならない。								
4 使用済燃料貯蔵 事業者は、第二項の 規定による変更の照 査の結果に係る記録 (当該照査結果に基 づき所要の措置を講 じた場合において は、その記録を含 む。)を作成し、 れを管理しなければ		4 原子力事業者等は、第二項の審査、 検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を 作成し、これを管理 しなければならない。		(4)変更のレビューの結果の記録,及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(4)組織は、(2)の審査、検証 及び妥当性確認の結果の記録及び その結果に基づき講じた措置に係 る記録を作成し、これを管理する (4.2.4参照)。			
ならない。 (調達プロセス)		(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4 調達	7.4 調達	<u>差</u> 異なし		
<u>—</u>		_	_	組織は、Q-2-P1「調達管理マニュアル」及びA-2-7「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。	組織は、Q-2-P1「調達管理マニュアル」及びQ-2-P2「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。		_	
_	_	_	_	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	差異なし	_	
第三十六条 使用済 燃料貯蔵事業者 は、外部 外部 又は で な で い か い か い の 規定 係 で い か の お で い か の は 等 の の は 等 の の の の の の の の の の の の の		第三十四条 原子力 事業 は、 調達 事業 ない 「 いっこ」 という。 ののでは、 はでいるのでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はいのでは、 はい	_	(1)組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	(1)組織は、調達する物品又は 役務(以下「調達物品等」とい う。)が、自ら規定する調達物品 等に係る要求事項(以下「調達 物品等要求事項」という。)に適 合するようにする。	内容に差異なし		

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	に係る品質管理の方	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
ければならない。								
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等	1第2項に規定する	(2) 供給者及び調達製品に対す	(2)組織は、保安活動の重要度			
事業者は、調達物		は、保安活動の重要	「調達物品等に適用	る管理の方式及び程度は、調達	に応じて、調達物品等の供給者			
品等の供給者及び		度に応じて、調達物	される管理の方法及	製品が,原子力安全に及ぼす影	及び調達物品等に適用される管			
調達物品等に適用		品等の供給者及び調	び程度」には、力量	響に応じて定める。	理の方法及び程度(力量を有す	これまでは、外部業務委託**は		
される管理の方法		達物品等に適用され	を有する者を組織の		る者を組織の外部から確保する	なかったため、規定していな		
及び程度を、当該		る管理の方法及び程	外部から確保する際		際に、外部への業務委託の範囲	۷ ۰°		
調達物品等が個別		度を定めなければな	に、外部への業務委		を品質マネジメント文書に明確			
業務及び使用済燃		らない。この場合に	託の範囲を品質マネ		に定めることを含む。)を定め			
料貯蔵施設に及ぼ		おいて、一般産業用	ジメント文書に明確		る。この場合において、一般産	一般産業用工業品の扱いにつ	設工認「IV 設計及び工事	
す影響に応じて定		工業品については、	に定めることを含		業用工業品については、調達物	いては、設工認申請書に記載	に係る品質マネジメントシ	
めなければならな		調達物品等の供給者	む 。		品等の供給者等から必要な情報	している。	ステム」「3.6.3 調達製品	
V,°		等から必要な情報を	2第2項に規定する		を入手し当該一般産業用工業品		の調達管理」	
		入手し当該一般産業	「管理の方法」とは、		が調達物品等要求事項に適合し			
		用工業品が調達物品	調達物品等が調達物		ていることを確認できるよう			
		等要求事項に適合し	品等要求事項に適合		に、管理の方法及び程度を定め			
		ていることを確認で	していることを確認		る。			
	_	きるように、管理の	する適切な方法(機			※補足		
		方法及び程度を定め	器単位の検証、調達			・外部委託は、「4.1 品質マネ		
		なければならない。	物品等の妥当性確認			ジメントシステムに係る要求		
			等の方法)をいう。			事項」として、「組織は、機器		
			3第2項に規定する			等又は個別業務に係る要求事		
			「調達物品等の供給			項への適合に影響を及ぼすプ		
			者等から入手し、当			ロセスを外部委託することと		
			該一般産業用工業品			したときは、「7.4 調達」に従		
			が調達物品等要求事			って当該プロセスが管理され		
			項に適合しているこ			ているようにする。」と規定し		
			とを確認できるよう			ている。(改訂24もアウトソー		
			に、管理の方法及び			スということで同様)		
			程度を定めなければ					
			ならない」には、例					
			えば、次のように原					
			子力事業者等が当該					
			一般産業用工業品に					

		関する規則			Q-1-1 原子力品質		
使用済燃料貯蔵施設は 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基	基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	7.TPV		関するするでは、 するでは、 はん				
			者等に当該一般産業 用工業品の技術的な 評価を行わせるこ と。				
3 使用済燃料貯蔵 事業者は、調達物 品等要求事項に従って調達物品等を 供給する能力を根 拠として調達物品 等の供給者を評価 し、選定しなければならない。	_	3 原子力事業者等 は、調達物品等要 求事項に従い、 達物品等を供給として調達物品等を根拠のの と る能力を根拠ののし、 る者等を評価し、 選定しなければな らない。	_	(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	内容に差異なし	
4 使用済燃料貯蔵 事業者は、調達物 品等の供給者の選 定、評価及び再評 価に係る判定基準 を定めなければな	<u> </u>	4 原子力事業者等 は、調達物品等の 供給者等の評価及 び選定に係る判定 基準を定めなけれ ばならない。	_		(4)組織は、調達物品等の供給 者の評価及び選定に係る判定基 準を定める。	_	

		 関する規則			Q-1-1 原子力品質保証規程				
事業者の設計及び工事				改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
らない。									
5 使用済燃料貯蔵		5 原子力事業者等		(4)評価の結果の記録,及び評	(5)組織は、(3)の評価の結果				
事業者は、第三項		は、第三項の評価		価によって必要とされた処置が	の記録及び当該評価の結果に基づ				
の評価の結果に係		の結果の記録及び		あればその記録を維持する	き講じた措置に係る記録を作成				
る記録(当該評価		当該評価の結果に		(4.2.4参照)。	し、これを管理する(4.2.4				
結果に基づき所要		基づき講じた措置			参照)。				
の措置を講じた場	_	に係る記録を作成	_			内容に差異なし	_		
合においてはその		し、これを管理し							
記録を含む。)を		なければならな							
作成し、これを管		V'o							
理しなければなら									
ない。									
6 使用済燃料貯蔵		6 原子力事業者等		(5)組織は,調達製品の調達後	(6)組織は、調達物品等を調達	これまでも、他原子力事業者			
事業者は、調達物		は、調達物品等を		における、維持又は運用に必要	する場合には、個別業務計画に	(親会社(東電、原電))と情			
品等を調達する場		調達する場合に		な事業開始後の保安に係る技術	おいて、適切な調達の実施に必	報共有を実施している。			
合には、個別業務		は、個別業務プロ		情報を取得するための方法及び	要な事項(当該調達物品等の調				
計画において、適		セス計画におい		それらを他の使用済燃料を貯蔵	達後におけるこれらの維持又は				
切な調達の実施に		て、適切な調達の		する者と共有する場合に必要な	運用に必要な技術情報(使用済				
必要な事項(当該		実施に必要な事項		措置に関する方法を定める。	燃料貯蔵施設の保安に係るもの				
調達物品等の調達		(当該調達物品等			に限る。)の取得及び当該情報				
後におけるこれら		の調達後における			を他の原子力事業者等と共有す				
の維持又は運用に		これらの維持又は			るために必要な措置に関する事				
必要な技術情報		運用に必要な技術			項を含む。)を定める。				
(保安に係るもの	_	情報(保安に係る	_						
に限る。)の取得		ものに限る。)の							
及び当該情報を他		取得及び当該情報							
の使用済燃料を貯		を他の原子力事業							
蔵する者と共有す		者等と共有するた							
るために必要な措		めに必要な措置に							
置に関する事項を		関する事項を含							
含む。)及びこれ		む。)を定めなけ							
が確実に守られる		ればならない。							
よう管理する方法									
を定めなければな									

	品質管理に	関する規則			Q-1-1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	Fに係る品質管理の方	原子力施設の保安の流管理に必要な体制の基	とめの業務に係る品質 基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
らない。									
(調達物品等要求事	(調達物品等要求事	(調達物品等要求事	(調達物品等要求事	7.4.2 調達要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項				
項)	項)	項)	項)			差異なし	_		
第三十七条 使用済		第三十五条 原子力		(1)調達要求事項では調達製品に	(1)組織は、調達物品等に関す				
燃料貯蔵事業者		事業者等は、調達		関する要求事項を明確にし、次	る情報に、次に掲げる調達物品等				
は、調達物品等に		物品等に関する情		の事項のうち該当する事項を含	要求事項のうち、該当するものを				
関する情報に、次		報に、次に掲げる		める。	含める。				
に掲げる調達物品	_	調達物品等要求事	_			内容に差異なし	_		
等要求事項のうち		項のうち、該当す							
該当するものを含		るものを含めなけ							
めなければならな		ればならない。							
い。									
一 調達物品等の供		一 調達物品等の供		a) 製品,手順,プロセス及び	a) 調達物品等の供給者の業務の				
給者の業務の手順		給者の業務のプロ		設備の承認に関する要求事項	プロセス及び設備に係る要求事項				
及びプロセス並び	_	セス及び設備に係	_			内容に差異なし	_		
に設備に係る要求		る要求事項							
事項									
二 調達物品等の供		二 調達物品等の供		b) 要員の適格性確認に関する	b)調達物品等の供給者の要員の	二次マニュアルにより、供給者	Q-2- P 1-7「調達管理マニュ		
給者の職員の適格性		給者の要員の力量		要求事項	力量に係る要求事項	の要員の力量を要求している。	アル 別冊-7 工事共通仕		
の確認に係る要求事	_	に係る要求事項	_				様書(改訂 10)」		
項							「10. 受注者の管理体制お		
							よび職務」		
三 調達物品等の供		三 調達物品等の供		c) 品質マネジメントシステム	c)調達物品等の供給者の品質マ				
給者の品質管理監督	_	給者の品質マネジ		に関する要求事項	ネジメントシステムに係る要求事	内容に差異なし			
システムに係る要求	_	メントシステムに	_		項	ri分に左共なし	_		
事項		係る要求事項							
四 調達物品等の不		四 調達物品等の不	1 第1項第4号に	d) 不適合の報告及び処理に関	d)調達物品等の不適合の報告(偽	偽造品又は模造品等の報告に関	設工認「添付書類2 設計		
適合の報告及び処理		適合の報告及び処	規定する「不適合の	する要求事項	造品又は模造品等の報告を含む。)	する記載は、設工認申請書に記	及び工事に係る品質マネジ		
に係る要求事項	_	理に係る要求事項	報告」には、偽造品		及び処理に係る要求事項	載している。	メントシステムに関する説		
	_		又は模造品等の報告 を含む。				明書」「3.6.3 調達製品の 調達管理」		
		l	l	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則			改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈					
五 安全文化を醸成	1 規則第37条第	五 調達物品等の供		e)安全文化を醸成するための	e)調達物品等の供給者が健全な			
するための活動に関	1項第5号に規定	給者が健全な安全		活動に関する必要な要求事項	安全文化を育成し、及び維持する			
する必要な要求事項	する「安全文化を	文化を育成し、及			ために必要な要求事項			
	醸成するための活	び維持するために						
	動」には、例えば	必要な要求事項						
	以下のような活動							
	がある。							
	・原子力安全に対す							
	る個人及び集団と							
	しての決意を表明							
	し、実践すること。							
	・原子力安全に対す							
	る当事者意識を高め							
	ること。							
	• 信頼、協働、自由							
	なコミュニケーシ							
	ョンを奨励し、よ							
	り良い労働環境条		_			内容に差異なし	_	
	件の改善に努め、							
	人的·組織的問題							
	の報告を重視する							
	開かれた文化を構							
	築すること。							
	・原子力安全が損な							
	われることのない							
	ように、構築物、							
	系統及び機器の欠							
	陥に関する報告を							
	適切に行うこと。							
	・特定された問題及							
	び改善提案に対する							
	迅速な対応を行うこ							
	と。							
	・組織が、継続的に、							
	安全と安全文化を							

	品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質	近保証規程	
事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	議施設に係る使用済燃料貯蔵 及び工事に係る品質管理の方 管理に必要な体制の基準に関する規則 をのための組織の技術基準に		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈				
	高め、改善するた						
	めの手段を持つこ						
	٤.						
	・原子力安全に対す						
	る組織及び個人の						
	責任と説明責任を						
	果たすこと。						
	・原子力安全に関し、						
	組織のあらゆる階						
	層において問い掛						
	ける姿勢及び学習						
	する姿勢を奨励						
	し、慢心を戒める						
	ための方策を模索						
	し実施すること。						
	・組織内での安全及						
	び安全文化に関す						
	る重要な要素につ						
	いて共通の理解を						
	促進すること。						
	・自らの業務及び職						
	場環境に関連した						
	リスクを認識し、						
	起こり得る結果を						
	理解すること。						
	・全ての活動において慎重な音志決定を						
	て慎重な意志決定を						
	すること。				f)	一	型 ↑ 到 「π/ 記卦 π / k / 市
		六一般産業用工業			f)一般産業用工業品を機器等に 使用するに当たっての評価に必要		
		品を機器等に使用 するに当たっての			使用するに当たっての評価に必要 な要求事項	製は、放工総甲請者に記載している。	ステム」「3.6.3 調達製品
_	_	評価に必要な要求			(4女小事代	ν·⁄ο	ヘケム」 13.0.3 調達製品 の調達管理」
_	_	事項 事項	_	_			ソ柳厓目埋]
		学 例					
l	<u>J</u>	1	1		J	J	L

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	に係る品質管理の方	原子力施設の保安の7 管理に必要な体制の3	ための業務に係る品質 基準に関する規則		改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 差異要求に対応して 係る補足説明 ニ次マニュアル			
本文	解釈	本文	解釈						
六 その他調達物品		七 その他調達物品			g) その他調達物品等に必要な要	これまでも、その他調達物品等	Q-2-P1-6「調達管理マニュ		
等に関し必要な事項		等に必要な要求事			求事項	に必要な要求事項があれば追	アル別冊-6 仕様書作成お		
	_	項	_	_		加要求するものとしてきた。	よび運用(改訂 07」 「14. 追加仕様書の記載事 項」		
		2 原子力事業者等	2 第2項に規定する		(2)組織は、調達物品等要求事	 品管規則改正以降、原子力規制			
		は、調達物品等要求	「その他の個別業		項として、組織が調達物品等の供	検査は日常検査(対象はQM	_		
		事項として、原子力	務」とは、例えば、		給者の工場等において使用前事業	S)を受けている状況。			
		事業者等が調達物品	原子力事業者等が、		者検査等その他の個別業務を行う				
		等の供給者の工場等	プロセスの確認、検		際の原子力規制委員会の職員によ				
		において使用前事業	証及び妥当性確認の		る当該工場等への立入りに関する				
		者検査等その他の個	ために供給者が行う		ことを含める。				
_	_	別業務を行う際の原	活動への立会いや記	_					
		子力規制委員会の職	録確認等を行うこと						
		員による当該工場等	をいう。						
		への立入りに関する							
		ことを含めなければ							
		ならない。							
2 使用済燃料貯蔵		3 原子力事業者等		(2) 組織は,供給者に伝達する	(3) 組織は、調達物品等の供給				
事業者は、調達物		は、調達物品等の		前に,規定した調達要求事項が	者に対し調達物品等に関する情報				
品等の供給者に対		供給者に対し調達		妥当であることを確実にする。	を提供するに当たり、あらかじめ、				
し調達物品等に関		物品等に関する情			当該調達物品等要求事項の妥当性				
する情報を提供す		報を提供するに当			を確認する。	中央はそのとし			
るに当たり、あら	_	たり、あらかじめ、	_			内容に差異なし	_		
かじめ、当該調達		当該調達物品等要							
物品等要求事項の		求事項の妥当性を							
妥当性を確認しな		確認しなければな							
ければならない。		らない。							
3 使用済燃料貯蔵		4 原子力事業者等		(3) 組織は、調達製品を受領す	(4)組織は、調達物品等を受領				
事業者は、調達物	_	は、調達物品等を	_	る場合には、調達製品の供給者	する場合には、調達物品等の供	内容に差異なし	_		
品等を受領する場		受領する場合に		に対し、調達要求事項への適合	給者に対し、調達物品等要求事				

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則			準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
合には、調達物品		は、調達物品等の		状況を記録した文書を提出させ	項への適合状況を記録した文書				
等の供給者に対		供給者に対し、調		る。	を提出させる。				
し、調達物品等要		達物品等要求事項							
求事項への適合状		への適合状況を記							
況を記録した文書		録した文書を提出							
を提出させなけれ		させなければなら							
ばならない。		ない。							
(調達物品等の検	(調達製品等の検	(調達物品等の検	(調達物品等の検	7.4.3 調達製品の検証	7.4.3 調達物品等の検証	24 H),)			
証)	証)	証)	証)			差異なし	_		
第三十八条 使用済	1 規則第38条第	三十六条 原子力事		 (1)組織は,調達製品が,規定した	 (1)組織は、調達物品等が調達		-		
燃料貯蔵事業者	1項に規定する「必	業者等は、調達物		調達要求事項を満たしているこ	物品等要求事項に適合している				
は、調達物品等が	要な検査試験」とは、	品等が調達物品等		とを確実にするために,必要な	ようにするために必要な検証の				
調達物品等要求	例えば、「使用済燃	要求事項に適合し		検査又はその他の活動を定め	方法を定め、実施する。				
事項に適合して	料貯蔵事業者が自ら	ているようにする		て,実施する。					
いるようにする	行う検査試験」をい	ために必要な検証							
ために必要な検	う。	の方法を定め、実							
査試験その他の	2 規則第38条第	施しなければなら							
個別業務を定め、	1項に規定する	ない。							
実施しなければ	「その他の個別業		_			内容に差異なし	_		
ならない。	務」とは、例えば、								
	「使用済燃料貯蔵								
	事業者が供給者の								
	プロセスの監視測								
	定及び検証のため								
	に供給者が行う検								
	査への立会いや記								
	録確認を行うこ								
	と」をいう。								
2 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等		(2) 組織が,供給者先で検証を	(2)組織は、調達物品等の供給				
事業者は、調達物		は、調達物品等の		実施することにした場合には,	者の工場等において調達物品等				
品等の供給者の施		供給者の工場等に		組織は、その検証の要領及び調	の検証を実施することとしたと				
設において調達物	_	おいて調達物品等	_	達製品のリリースの方法を調達	きは、当該検証の実施要領及び	内容に差異なし	_		
品等の検証を実施		の検証を実施する		要求事項の中に明確にする。	調達物品等の供給者からの出荷				
することとしたと		こととしたとき			の可否の決定の方法について調				
きは、当該検証の		は、当該検証の実			達物品等要求事項の中で明確に				

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	Fに係る品質管理の方	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
実施要領及び調達		施要領及び調達物			定める。				
物品等の供給者か		品等の供給者から							
らの出荷の可否の		の出荷の可否の決							
決定の方法を前条		定の方法について							
の調達物品等要求		調達物品等要求事							
事項の中で明確に		項の中で明確に定							
しなければならな		めなければならな							
い。		٧٠ _°							
(使用済燃料貯蔵 施設の検査試験)	 —	(機器等の検査等)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8. 2. 4機器等の検査等				
第五十条 使用済燃		第四十八条 原子力		(1)組織は,使用済燃料貯蔵施設の	(1)組織は、機器等に係る要求				
料貯蔵事業者は、		事業者等は、機器等		要求事項が満たされていること	事項への適合性を検証するため				
使用済燃料貯蔵		に係る要求事項への		を検証するために, Q-2-I1「検	に、個別業務計画に従って、個				
施設が要求事項		適合性を検証するた		査及び試験マニュアル」及び	別業務の実施に係るプロセスの				
に適合している		めに、個別業務計画		Q-2-S1「建設マニュアル」に基	適切な段階において、Q-2-I1「検				
ことを検証する		に従って、個別業務		づき,使用済燃料貯蔵施設を検	査マニュアル」に基づき、使用				
ために、使用済燃		の実施に係るプロセ		査及び試験する。検査及び試験	前事業者検査等又は自主検査等				
料貯蔵施設を検		スの適切な段階にお		は,業務の計画(7.1参照)に従	を実施する。				
査及び試験しな		いて、使用前事業者		って、適切な段階で実施する。					
ければならない。		検査等又は自主検査		検査及び試験の合否判定基準へ					
2 使用済燃料貯蔵		等を実施しなければ		の適合の証拠を維持する (4.2.4		出版は美田さり			
事業者は、前項の	_	ならない。	_	参照)。		内容に差異なし	_		
検査試験を、個別									
業務計画及び第									
三十九条第一項									
第二号に規定す									
る手順書に従っ									
て、個別業務の実									
施に係るプロセ									
スの適切な段階									
において行わな									
ければならない。									
174010.00.00.00		1		<u>-</u> L	J	1	ـــــــــــــــا		

	品質管理に	関する規則		Q−1−1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	Fに係る品質管理の方	原子力施設の保安のた管理に必要な体制の基	基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈					
3 使用済燃料貯蔵		2 原子力事業者等	1 第2項に規定す		(2)組織は、使用前事業者検査			
事業者は、検査試		は、使用前事業者検			等又は自主検査等の結果に係る			
験の適否決定基準		査等又は自主検査等	査等又は自主検査等		記録(必要に応じ、検査におい			
への適合性の証拠		の結果に係る記録を	の結果に係る記録」		て使用した試験体や計測機器等			
となる検査試験の	_	作成し、これを管理	には、必要に応じ、		に関する記録を含む。)を作成		_	
結果に係る記録等		しなければならな	検査において使用し		し、これを管理する(4.2.			
を作成し、これを		V'o	た試験体や計測機器		4 参照)。			
管理しなければな			等に関する記録を含					
らない。			む。					
4 使用済燃料貯蔵		3 原子力事業者等		(3) リリース(次工程への引渡	(3)組織は、プロセスの次の段			
事業者は、プロセ		は、プロセスの次		し)を正式に許可した人を記録	階に進むことの承認を行った要			
スの次の段階に		の段階に進むこと		する (4.2.4参照)。	員を特定することができる記録			
進むことの承認		の承認を行った要			を作成し、これを管理する(4.			
を行った者を特	_	員を特定すること	_		2. 4参照)。	内容に差異なし	_	
定する記録を作		ができる記録を作						
成し、これを管理		成し、これを管理						
しなければなら		しなければならな						
ない。		٧١ _°						
5 使用済燃料貯蔵		4 原子力事業者等		(4)業務の計画(7.1 参照)で	(4)組織は、個別業務計画に基			
事業者は、個別業		は、個別業務計画		決めた検査及び試験が完了する	づく使用前事業者検査等又は自			
務計画に基づく		に基づく使用前事		までは,当該使用済燃料貯蔵施	主検査等を支障なく完了するま			
検査試験を支障		業者検査等又は自		設を据え付けたり、操作したり	では、プロセスの次の段階に進			
なく完了するま		主検査等を支障な		しない。ただし,当該の権限を	むことの承認をしない。ただし、			
では、プロセスの		く完了するまで		もつ者が承認したときは、この	当該承認の権限をもつ要員が、			
次の段階に進む		は、プロセスの次		限りではない。	個別業務計画(7.1 参照)に定			
ことの承認をし		の段階に進むこと			める手順により特に承認をする			
てはならない。	_	の承認をしてはな	_		場合は、この限りでない。	内容に差異なし	_	
		らない。ただし、						
		当該承認の権限を						
		持つ要員が、個別						
		業務計画に定める						
		手順により特に承						
		認をする場合は、						
		この限りではな						
		V √°						

	品質管理に	関する規則			Q-1-1 原子力品質	 保証規程	
使用済燃料貯蔵施設に 事業者の設計及び工事 法及びその検査のため 関する規則	Fに係る品質管理の方	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基	基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
6 使用済燃料貯蔵		5 原子力事業者等	2 第5項に規定す	(2) 検査及び試験要員の独立の	(5)組織は、保安活動の重要度		
事業者は、個別業		は、保安活動の重	る「使用前事業者	程度を定める。	に応じて、使用前事業者検査等		
務及び使用済燃料		要度に応じて、使	検査等の独立性		の独立性(使用前事業者検査等	検査の独立性に関する記載は、	設工認「IV 設計及び工事
貯蔵施設の重要度		用前事業者検査等	(使用前事業者検		を実施する要員をその対象とな	設工認申請書に記載している。	に係る品質マネジメントシ
に応じて検査試験		の独立性(使用前	査等を実施する要		る機器等を所管する部門に属す		ステム」「3.5 使用前事業
を行う者を定めな		事業者検査等を実	員をその対象とな		る要員と部門を異にする要員と		者検査の方法」「3.5.5 使
ければならない。		施する要員をその	る機器等を所管す		することその他の方法(当該使		用前事業者検査の実施」
この場合におい		対象となる機器等	る部門に属する要		用前事業者検査等の対象となる		
て、当該使用済燃		を所管する部門に	員と部門を異にす		機器等の工事(補修、取替え、		
料貯蔵事業者は検		属する要員と部門	る要員とすること		改造等) 又は点検に関与してい		
査試験を行う者の		を異にする要員と	その他の方法によ		ない要員による使用前事業者検		
独立性を考慮しな		することその他の	り、使用前事業者		査等の実施)により、使用前事		
ければならない。		方法により、使用	検査等の中立性及		業者検査等の中立性及び信頼性		
		前事業者検査等の	び信頼性が損なわ		が損なわれないこと(使用前事		
		中立性及び信頼性	れないことをい		業者検査等を実施する要員が、		
		が損なわれないこ	う。)を確保」する		当該検査等に必要な力量を持		
		とをいう。)を確	に当たり、重大事		ち、適正な判定を行うに当たり、		
	_	保しなければなら	故の発生及び拡大		何人からも不当な影響を受ける		
		ない。	の防止に必要な措		ことなく、当該検査等を実施で		
			置が要求されてい		きる状況にあることをいう。) を		
			ない原子力施設に		いう。)を確保する。		
			おいては、当該使				
			用前事業者検査等				
			の対象となる機器				
			等の工事(補修、				
			取替え、改造等)				
			又は点検に関与し				
			ていない要員に使				
			 用前事業者検査等				
			を実施させること				
			ができる。				
			3 第5項に規定す				
			る「部門を異にす				
			る要員とするこ				
			と」とは、使用前				
LJ		1		LJ		J	l

	品質管理に	関する規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
法及びその検査のため 関する規則	事に係る品質管理の方 めの組織の技術基準に	原子力施設の保安のた 管理に必要な体制の基	基準に関する規則	改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)			差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
			事業者検査等を実						
			施する要員と当該						
			検査対象となる機						
			器等を所管する部						
			門に属する要員						
			が、原子力施設の						
			保安規定に規定す						
			る職務の内容に照						
			らして、別の部門						
			に所属しているこ						
			とをいう。						
			4 第5項に規定す						
			る「使用前事業者						
			検査等の中立性及						
			び信頼性が損なわ						
			れないこと」とは、						
			使用前事業者検査						
			等を実施する要員						
			が、当該検査等に						
			必要な力量を持						
			ち、適正な判定を						
			行うに当たり、何						
			人からも不当な影						
			響を受けることな						
			く、当該検査等を						
			実施できる状況に						
			あることをいう。						
		6 前項の規定は、自			(6)組織は、保安活動の重要度		設工認「IV 設計及び工事		
		主検査等について			に応じて、自主検査等の独立性		に係る品質マネジメントシ		
		準用する。この場			(自主検査等を実施する要員を		ステム」「3.5 使用前事業		
_	_	合において、「部	_	_	その対象となる機器等を所管す		者検査の方法」「3.5.5 使		
		門を異にする要			る部門に属する要員と必要に応		用前事業者検査の実施」		
		員」とあるのは「必			じて部門を異にする要員とする				
		要に応じて部門を			ことその他の方法により、自主				
		異にする要員」と			検査等の中立性及び信頼性が損				

	品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵 事業者の設計及び工事に係る品質管理の方 法及びその検査のための組織の技術基準に 関する規則				改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に 係る補足説明	差異要求に対応している 二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
		読み替えるものと			なわれないことをいう。)を確				
する。			保する。						